

(案)

「臨時災害放送局の開設・運用に関する実務者連絡会」設置要綱**1 背景・目的**

大規模災害時に多くの需要が見込まれる臨時災害放送局について、関東地域では、臨時災害放送局の専用周波数と定めた放送大学のFM放送跡地（77.1MHz 及び 78.8MHz）等を使用して開設することになる。また、関東総合通信局では、臨時災害放送局のより効果的な開設・運用手法や技術的事項の検討等を目的とした調査検討会を開催し、令和5年3月末に報告書を公表したところである。

本報告書を受け、産学官関係者の連携体制を構築し、臨時災害放送局に関する各種取組の情報共有や意識向上を図るとともに、セミナーや訓練の実施等を通じた地域の防災対策を推進することを目的として、本会を設置する。

2 名称

本会は「臨時災害放送局の開設・運用に関する実務者連絡会」と称する。

3 検討概要

本会では、次の活動を行う。

- (1) 臨時災害放送局に関する各種取組の情報共有や意識向上
- (2) 臨時災害放送局に関する周知・啓発に資するイベント等の実施
- (3) その他、本会の目的達成に必要な活動

4 構成・運営

- (1) 本連絡会の構成員は、別紙のとおりとし、必要に応じて追加できる。
- (2) 本連絡会の事務局は、関東総合通信局放送部放送課（主管課）に設置する。なお、主管課は、本会事務運営の一部を外部団体へ業務委託する場合がある。
- (3) その他、本会の運営に必要な事項は、構成員による合意のもと、事務局において決定、実施する。

5 その他

- (1) 本会は、構成員間による率直な意見の交換機会を確保するため、会合自体は非公開とする。
- (2) 本会の資料は、原則公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるものなどについては、非公開とする。

附則

この要綱は、令和5年6月26日から適用する。

(別紙)

「臨時災害放送局の開設・運用に関する実務者連絡会」構成員

(順不同、敬称略)

※構成員はご希望・必要性に応じて拡充予定です。

【学術界】

北郷 裕美 法政大学大学院政策創造研究科 教授

【自治体：計 17 自治体】

水戸市 市民協働部 防災・危機管理課
那珂市 市民生活部 防災課

館林市 総務部 安全安心課／政策企画部 秘書課

所沢市 危機管理室

佐倉市 企画政策部 広報課

文京区 総務部 防災課
北区 危機管理室 防災・危機管理課
練馬区 区長室 広聴広報課
足立区 危機管理部 総合防災対策室 災害対策課
江戸川区 危機管理部 防災危機管理課
八王子市 都市戦略部 広報プロモーション課
国分寺市 政策部 市政戦略室

横浜市 危機管理室 緊急対策課
横須賀市 市長室 危機管理課
小田原市 防災部 防災対策課
大和市 市長室 危機管理課

富士吉田市 企画部 安全対策課

【関連団体】

一般社団法人 日本コミュニティ放送協会 関東地区協議会
一般財団法人 電波技術協会

【事務局】

総務省 関東総合通信局 放送部 放送課